

令和6年度第1回沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事要旨

1 日 時：令和6年7月31日（水）13:30～15:25

2 場 所：沖縄県庁6階第1特別会議室

3 出席者：8名

（1）委員：5名

会 長	河井 耕治（沖縄弁護士会）	
委 員	矢野 恵美（琉球大学法科大学院 教授）	
委 員	小川 寿美子（名桜大学人間健康学部 教授）	オンライン参加
委 員	奈須 祐治（西南学院大学法学部 教授）	
委 員	池味 エリカ（沖縄弁護士会）	

（2）事務局：5名

こども未来部 部長、女性力・ダイバーシティ推進課長、担当班長、主査、主任

4 公開・非公開の別 一部非公開（議題 の途中まで公開）

5 議題等

（1）議題

沖縄県差別のない社会づくり審議会運営要領の改正について

「県民意識・差別の実態調査」について

「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

（2）報告事項

沖縄県人権相談窓口等の運用状況について

6 会議経過・内容等

開会の後、司会による定足数の報告を行い、議事に入った。

（1）議題

沖縄県差別のない社会づくり審議会運営要領の改正について

・事務局より、資料に基づき、所管部名変更に伴う改正内容について説明。

【審議結果】了承

「県民意識・差別の実態調査」について

・事務局より、資料に基づき、調査の概要について説明。

【審議結果】

・設問や回答の選択肢は社会学等の専門家の意見も伺った上で、決定することとした。

・専門家は社会調査ができる方、沖縄県の問題に精通されている方、ジェンダーにも配慮した選定をすることとした。

・主な意見は以下のとおり

ア．アンケートの言語等について

○本邦外出身者などにも理解できるような工夫、標記をしていただきたい。

イ．設問について

○差別を受けたことがある経験者、沖縄県で生まれ育ったのか、帰化や二重国籍の把握、性別の確認方法などに対する設問を工夫していただきたい。

ウ．調査分析の専門家について

○全国的に人権問題を研究されている方、県内の問題を研究している専門家やジェンダーの観点も含めて選定いただきたい。

○社会調査の専門家（エスニシティや LGBTQ について知見がある方など）も含めて検討いただきたい。

「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

・事務局より、令和５年度の審議における答申（案）及び継続審議２件について説明。

【審議結果】

・表現活動が行われた日時について修正し、答申（案）について了承。

・継続審議となっている２件について、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現が含まれていることを確認。時間切れとなり再度審議を行うこととする。（継続審議）

・主な意見は以下のとおり

○答申（案）の表現活動が行われた日時について、当該表現活動は条例施行以前に行われているが、答申日現在も行われているのであれば、施行日以降、継続して現在まで行われていることを記載した方がよい。

○特定の外国人は、すべて犯罪者と決めつける発言は、ヘイトスピーチにあたる。

○発言後、打ち消すことをしてもヘイトスピーチをした事実が消されることはない。

○ヘイトスピーチと思われるものを公表対象としないと、これはヘイトではないというお墨付きになりかねない。

○日本のマナーに従わないなら国へ帰ってくださいという発言は、地域社会からの排除であり、出て行ってくださいは煽動的発言。

○他県の条例で、特定の外国人を排除しようとする動きがあるが、きっかけとなった内容と類似していると思われる発言である。

○SNS上での不当な差別的言動は、言動の意図が読めないため、Facebook上で記載している公共性を含めて、仮定的議論ではなく、掲載されている文章そのもので判断することになる。

○著しい侮辱にあたらず、煽動にも当たらないと思うが、氏名公表がないのであれば、差別的言動の該当性を認定することも考慮できると思う。

○ヘイトスピーチに該当するまでとは言えない判断がされた場合に、こうした表現活動をしてよいという誤解が生じないような公表・周知の方法がないか検討した方がよいのではないか。

(2) 報告事項について

沖縄県人権相談窓口等の運用状況について

・事務局より、資料に基づき、報告事項について一括して説明。

・主な意見は以下のとおり。

○年齢に基づくヘイトスピーチは、現在条例の対象ではないが、今後条例の改正の際の検討事項にもなりうる。

7 閉会

以上